

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	1-4-2
許認可等の種類	認定こども園の認定及び認可			
根拠法令条例等・条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項及び第3項並びに第17条第1項			
許認可等の概要	教育、保育等を総合的に提供する施設の認定及び認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例及び幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例			
基準の制定根拠	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項及び第3項、第13条第1項			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (条例で定める要件に適合するかどうかの審査に難易差があり、標準処理期間の設定が困難であるため)			
期間の制定根拠				